2024.1.22 目黒労協 はしもと

1 3年ぶりの懇談の場

コロナ禍の中で、文書質問の積み重ねを行った。 懇談の場にとどまらず、今後もやりとり継続を

- 2 2024年 中心的テーマは 公契約条例関係
  - ① 下限報酬額が東京最賃を下回る結果になってしまった

2023 年 11 月に改訂

東京都最賃 2023.10.1~ 1113円(41円引き上げ)

会計年度任用職員 1191 円

目黒区 労働下限報酬額 1110 円 → 1113 円(最賃額と同額)に改訂

- ② 公契約下限労働報酬額 の設定目安をどう考えるか?
  - ・最低賃金準拠とするなら、10 月に毎年改定するのか。あるいは翌年を見通し 4 月から設定するのか→2024も 40 円以上、4%程度の引き上げが十分予想される。
  - ・遡及は? 1か月でも最賃以下は認められるのか
  - •適応契約の拡大
- ③ 2024 年下限労働報酬額 いくらに???
- 4 検討過程・審議会で十分審議したのか。 審議会開催回数
- 3 公務関係労働の労働環境改善に向けて

2023 目黒区の話題 認可保育園 補助金不正問題

・労働者数の偽装 ・株式会社への利益吸い上げ ・人件費比率が低い ・区としての対応・支援策公契約条例の対象拡大や、その精神の援用が必要 従事労働者への広報が必要